航空機	機	1,784	2,463,778,980
地上権等	平方メートル	3,235,403	1,067,557
特許権等	件	1,297,220	2,993,004
政府出資等			65,533,301,419
不動産の信託の受益権	件	193	24,370,262
合計			107,374,841,368

㈱　単位未満を切り捨ててある。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標の公表について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定め、平成23年３月１日に指示したので同項の規定に基づき公表する。

平成23年４月８日

厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標（第二期）

（前文）

我が国の労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間54万人もの労働者が被災し、1,000人を超える尊い生命が失われている。また、職業性疾病も後を絶たず、職場で強いストレスを感じる労働者が６割に達し、過労死や精神疾患による労災認定件数も高い水準にある。

このような中で、労働災害防止対策やメンタルヘルス対策については、わが国の中長期的な最重要戦略の一つに位置付けられており、厚生労働省としても、これに強力に取り組んでいるところであるが、労働者の安全と健康を確保するための政策を適切に企画立案及び推進していくためには、労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発が必要不可欠であり、労働安全衛生分野の調査及び研究の役割はその重要性を増している。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、平成18年４月に独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所を統合し発足した、労働安全衛生分野を総合的にカバーする研究機関である。

これまで、研究所は設立目的を踏まえ、その調査及び研究の成果として、労働安全衛生関係法令や各種技術基準等に資する知見、事業場で活用可能な指針等を提供する重要な役割を果たしてきている。

第二期中期目標期間においては、研究所に課せられた目的に対して目標を明確に設定した上で、業務運営の更なる効率化に努めつつ、研究所が担うべき真に必要な業務に重点化するとともに総合的かつ効果的な実施を図ることにより、行政ミッション型研究所として調査及び研究の成果をさらに着実に上げ、社会の期待により一層応えていくことが求められている。

研究所が持ち得る能力を最大限に発揮し、労働者の安全と健康の確保に寄与することを期待する。

第１　中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第２項第１号の中期目標の期間は、平成23年４月から平成28年３月までの５年とする。

第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第２項第３号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

１　労働現場のニーズ、実態の把握

労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、労災の臨床例、業務上疾病例等も活用するなどにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。

２　労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施

上記１により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。

研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。

また、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。

⑴　プロジェクト研究

次に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究（研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。）を実施すること。

なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。

ア　産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。

また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。

イ　産業現場における危険・有害性に関する研究

労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。

ウ　職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。

⑵　基盤的研究

将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究を戦略的に実施すること。

⑶　行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。

３　研究評価の実施及び評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価にあたっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等についても、研究の内容に応じて具体的な数値で目標を示すなどし、その達成度を厳格に評価すること。

なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。

４　成果の積極的な普及・活用

調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。